

## [事案 2021-150] 手術給付金支払請求

・令和4年2月9日 裁定終了

### <事案の概要>

重大手術の倍率で手術給付金が支払われなかったことを不服として、重大手術の倍率での手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

急性硬膜外血腫・頭蓋骨陥没骨折の治療のため入院し、頭蓋内血腫除去術を受けたため、平成22年3月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の手術には該当するものの重大手術には該当しないとして、通常の手術給付金（10万円）の支払いとなった。しかし、以下の理由により、重大手術に該当する場合の手術給付金（40万円）を支払ってほしい。

(1) 保険会社は、悪性新生物に対する開頭手術以外は重大手術にあたらないと主張するが、パンフレットには「開頭・開胸・開腹手術など1回につき40万円」と記載され、別のページに小さな記載はあるものの、当該箇所には悪性新生物に対する開頭・開胸・開腹手術に限られる旨の記載はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 対象となる重大手術は、約款に定められており、本手術はいずれにも該当しない。

(2) 申立人は、パンフレットに記載がないと主張しているが、保険契約の内容は約款で決まるため、パンフレットの記載により影響を受けるものではない。

(3) パンフレットには、「！」マークが付けられたうえで、重大手術が悪性新生物による開頭手術等であることが明記されている。申立人は、パンフレットの一部の記載を取り出して主張をしているが、パンフレットを一体として見れば重大手術が悪性新生物に対する開頭手術等であることは明らかである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本手術は重大手術であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。